平成20年

第3回市議会定例会 議案第8号

函館市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について

函館市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例を 次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正 する条例

(函館市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 函館市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年函館市 条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項および第14項」を「第100条第 14項および第15項」に改める。

(函館市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 函館市特別職報酬等審議会条例(昭和39年函館市条例第24 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「特別職報酬等の額」を「議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料および退職手当の額(次条において「議員報酬等の額」という。)」に改める。

第2条中「議会の議員の報酬の額ならびに市長および副市長の給料 および退職手当」を「議員報酬等」に、「報酬等」を「議員報酬等」 に改める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

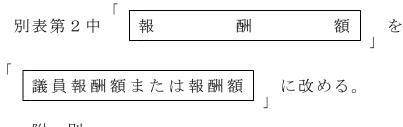
第3条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第 22号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(給料,議員報酬および報酬)」に改め、同条

第2項を次のように改める。

2 前条第2号に規定する特別職の職員には別表第2に掲げる議員報酬を,同条第3号および第4号に規定する特別職の職員には同表に掲げる報酬をそれぞれ支給する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「報酬額」を「議員報酬額」に 改める。



附則

この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するため